

東中田小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月1日策定
(平成31年2月28日改定)
(令和4年5月1日改定)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見していく。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 委員会の構成員

構成員は、学校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭、全学年主任、当該学級担任とする。

なお、必要に応じて心理や福祉の専門家等、外部の専門家の参加を求める。

② 委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、毎月1回定期的に開催する。また、いじめの疑いがあつた段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

また、校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③ 委員会の活動内容

いじめの未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置

- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などにかかわる情報の収集と記録、共有
- ・いじめ(「疑い」を含む。)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査などにより事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止などにかかわる校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（P D C Aサイクルの実行を含む。）

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止

学校教育目標『自らがやく、ともにかがやく』の具現化に取り組む。「東中田小スタンダード(学校のきまり)」を守る。具体的には「授業づくり」(児童が分かる、実感できる授業づくりを行い、学習への意欲を高め基礎学力の定着を図る。)と「集団づくり」(「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等も活用し、よりよい人間関係を構築し児童が帰属意識をもてる学級集団をつくる。)に重点を置き、規律・学力・自己有用感の獲得を目指す。

さらに、児童自らの意識を高めるため、児童会組織を活用し「いじめをしない、させない、許さない子ども社会の実現」に努める。

② いじめの早期発見

定期的に情報交換や研修会を実施し、いじめを見逃さない・許さない教職員の感性を磨き、人権意識を高め、児童の心の把握や教育相談体制の充実を行い、児童支援専任を中心に組織的に対応していく。

教職員相互の見守り体制を充実し、小さなことでも情報の共有を徹底する。

定期的な児童アンケートやいじめ解決一斉キャンペーンの実施、保護者面談、家庭訪問でも情報収集し、児童の内面把握に努める。

児童や保護者とよりよい信頼関係を築き、個人情報に配慮しながらも関係機関とも連携を深め、支援体制の充実を図る。

③ いじめに対する措置

学校いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録

被害児童及び保護者へのケア・支援と同時に、加害児童及び保護者への指導・支援も行っていく。(状況によって、加害児童の学習等を別室で行う等の処置も行う。)

保護者の協力、警察署等関係機関との連携

④ いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ・いじめ認知した行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

⑤教職員等への研修

校内で年間2回以上児童理解研修やいじめ防止・対応研修を行う。また、市教委主催の研修にも参加者を代えながら積極的に参加しその内容は共有する。

⑥いじめ防止等のための学校運営協議会、保護者、地域関係者及び関係諸機関の活用

子どもの健全育成を期するために設置・開催されている、中田中学校区内の2小1中と合同開催の「学校運営協議会」(年4回)等を活用し、いじめの防止や早期発見のための情報交換を保護者や地域の方と行う。

⑦取組の年間計画

月	内 容
4月	年間計画確認、旧担任からの引継ぎ・情報交換、学年内情報共有、児童会計画作成・確認、東中田小スタンダードの確認、いじめ防止委員会人権計画作成・確認、地域訪問による情報収集・教育相談、子どもからのSOSの出し方プログラムの実施
5月	児童理解研修全体会、子どもの社会的スキル横浜プログラム紹介 いじめ防止委員会、児童アンケート(1回目)
6月	YPアセスメント実施(1回目)、実態把握 いじめ防止委員会 代表委員会で人権宣言についての話し合い
7月	各クラスの人権宣言作成 個人面談による情報収集・教育相談、いじめ防止委員会 横浜子ども会議(中学校ブロックでの話し合い)、職員研修(人権・特別支援)
8月	「横浜子ども会議の報告(児童会)」、 子どもの社会的スキル横浜プログラム
9月	夏休み明けの児童の実態把握 いじめ防止委員会 YPアセスメント実施(2回目)、実態把握
10月	中田中ブロック連携研修会 いじめ防止委員会
11月	児童アンケート(2回目)、人権教室、各クラスの人権宣言ふりかえり いじめ防止委員会
12月	個人面談による情報収集・教育相談、いじめ防止委員会 いじめ解決一斉キャンペーン(アンケート・面談)の実施・集約・分析
1月	いじめ防止委員会、子どもの社会的スキル横浜プログラム
2月	いじめ防止委員会
3月	児童理解研修会、年間計画の見直し、いじめ防止委員会 一年間のふりかえり・次年度への引継ぎ
年間	いじめ防止対策委員会(月1回・随時)、朝会での指導

4 重大事態への対処

重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

調査・報告

「学校いじめ防止対策委員会」を中核として、速やかに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果は教育委員会に報告する。

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を他の児童の個人情報に配慮しながら、適切に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

東中田小学校のいじめを許さないいきまり（子ども向けバージョン）

平成26年3月1日に決めました

（平成31年2月28日に少し変えました）

（令和4年5月1日に少し変えました）

1 いじめを許さないという考え方

② いじめとは？

「いじめ」とは、いやな言葉や態度、無視をする、暴力をふるう、お金や物を取ったり、物を壊したり、インターネットやSNSでいやなことをすることです。やられた人が「いやだな」「つらいな」と感じたら、それがいじめです。

② いじめをなくすための考え方

みなさんは、大切な存在で、かけがえのない人です。みなさんが健康に成長していくことは、いつでも先生やおうちの人、地域の人が願っていることで、一番大切なことです。

しかし、学校にいる時間や放課後に、他の人をのけ者にしようとする雰囲気があると、いじめの原因になります。いじめは心や体の成長をじゃまするだけでなく、やる気や元気をうばってしまいます。だから、いじめを許さない気持ちを、先生やおうちの人、そしてみなさん自身ももたなければなりません。

2 「いじめ防止の会」

① いじめ防止の会のメンバー

校長先生、副校長先生、教務主任の先生、児童支援専任の先生、保健室の先生、各学年の代表の先生、そのクラスの担任の先生。

カウンセラーの先生や専門家の人が参加することもあります。

② いじめ防止の会の進め方

「いじめ防止の会」は、毎月1回必ず開きます。みんなから「困ったことがある」「悲しい気持ちになった」ということを教えてくれた時にも、すぐに「いじめ防止の会」を開きます。

また、校長先生を中心に、いじめられた人を守るための方法を決めて記録し、いじめが解決されるようにしていきます。

③ いじめ防止の会の活動内容

いじめを防ぐ

- ・いじめを早く見つけ、いじめを許さない学校にします。
- ・いじめ防止の会があることや、やっていることをみんなやおうちの人に知らせます。

いじめを早く見つける・いじめを解決する

- ・いじめの相談ができるようにします。
- ・いじめを早く見つけて解決するために、いじめかもしれないことや、良くないことについて相談したり話し合ったりします。
- ・いじめ（「かもしれない」場合も）を見つけた時には、すぐにお話を聞き、どんなことがあったのかを調べます。

- ・学校の先生たちが協力して、いじめを受けた人を助けたり、いじめをした人に対して注意をしたり、おうちの人とお話したりします。

やっていることのチェック

- ・いじめをさせないような計画を作って、アンケートや人権週間などをします。
- ・いじめをさせない・許さないように先生たちも勉強会をします。
- ・いじめ防止の会がきちんといじめを防いだり、いじめを解決できているかチェックします。

3 いじめの防止、早く見つけること、解決すること

①いじめの防止

『自らがやく、ともにかがやく』という学校のめあてのためにがんばります。「東中田小スタンダード(学校のきまり)」を守るようにします。先生たちは分かりやすい授業をしたり、友達と仲良くするための活動をしたりします。

さらに、子どもが自分でいじめをしない気持ちをもつために、代表委員会や計画運営委員会を中心に「いじめをしない、させない、許さないというめあてを実現すること」を目指します。

②いじめを早く見つける

先生たちは、みんなの様子のお話をしたり勉強会をしたりして、いじめを見逃さない・許さないようにします。みんなを守ったり、いやな思いをさせないために児童支援専任の先生を中心にがんばっていきます。

色々な先生たちが見守りをして、小さなことでも見逃さないようにします。

決まった時にアンケートやいじめ解決キャンペーンをして、おうちの人とも話し合っていることや困っていることを見つけます。

③いじめがあったときにすること

いじめ防止の会で先生たちが話し合っただろうか決めていきます。

いじめられた人を助けると同時に、いじめた人やそのおうちの人へのお話をしていきます。

(場合によって、いじめた人はいじめられた人と別の教室で勉強をすることもあります。)

いじめを解決するために、おうちの人や警察などと一緒に取り組むことがあります。

④いじめがなくなった

次の2つのことが両方ともできたら、いじめが「なくなった」となります。

- ・いじめた時にやられたこと(悪口や無視、暴力など)が、少なくとも3か月くらい続けて止んでいること

- ・いじめを受けた人がもう大丈夫だと思っていること

⑤先生の勉強会

先生たちは、1年間に何回か、みんなの様子を知るための勉強会やいじめの防止のための勉強会、いじめがあったときのための勉強会をします。横浜市教育委員会というところでやっている勉強会にも、いろいろな先生が参加して勉強をします。

⑥地域のお話の会

地域の人やおうちの人も参加する「学校運営協議会」という会を通して、いじめの防止やいじめを早く見つけるための話し合いをします。

⑦いじめ防止のための計画

月	内容
4月	前の担任の先生との話し合い、新しい先生たちでの話し合い、 計画運営委員会の計画づくり、東中田小スタンダードの確認、 いじめ防止の会、みんなが安心して過ごせるための計画づくり、 先生がおうちへ行って話を聞く
5月	みんなのことを知るための勉強会、仲良くするための活動の紹介 いじめ防止の会、アンケート(1回目)
6月	YPアセスメント(1回目)、いじめ防止の会 代表委員会で人権宣言についての話し合い
7月	各クラスの人権宣言づくり、個人面談でおうちの人との話し合い、 いじめ防止の会、横浜子ども会議(6年生が参加)、 先生の勉強会(2日間)
8月	「横浜子ども会議の報告(計画運営委員会)」
9月	夏休み明けのみんなの様子や話を聞く いじめ防止の会 YPアセスメント(2回目)
10月	中田中や中田小の先生たちとの勉強会 いじめ防止の会
11月	アンケート(2回目)、人権教室、各クラスの人権宣言ふりかえり いじめ防止の会
12月	個人面談でおうちの人との話し合い、いじめ防止の会 いじめ解決キャンペーン(アンケートや面談)
1月	いじめ防止の会
2月	いじめ防止の会
3月	みんなの事を知るための勉強会、計画の見直し、いじめ防止の会 一年間のふりかえり、次の年の担任の先生への引継ぎ
年間	いじめ防止の会(月1回・必要な時に)、朝会でのお話

4 「大きいじめ」が起こったら

「大きいじめ」とは

法律で「いじめられた人の命や安全、気持ちやお金などにとっても大きな被害があるかもしれないとき」とか「いじめられた人がとても長い間、学校に来られなくなったとき」と決まっています。

起こったことのお知らせ

「大きいじめ」が起こった場合や、起こったかもしれない場合は、学校はすぐに教育委員会に伝えます。

調べる・知らせる

「いじめ防止の会」を中心に、もういやな思いをしないために、すぐに色々調べたり聞き取ったりします。調べたことは教育委員会というところにお知らせします。
いじめられた人やおうちの人に対して、調べて分かったことお知らせします。

5 いじめ防止のチェック

いじめを防止したり、なくしたりする話し合いの会や、いじめをなくす方法について1年に1回チェックをして、見直しをします。